

# おい図書館

No.66

発行  
代表  
青木 和子

松戸市総白 830-60

TEL. 0477-153004

● 松戸市へ  
公文書開示  
●

情報公開を  
請求しました。

昨年12月、相模台の大蔵省中央  
奥税分析所跡地について、どのよ  
うな経過をたどって 松戸市が取得  
を断念するに至ったかを知るために  
関係書類の開示請求をしました。

しかし、「松戸市経営者会議」  
市長・助役・各本部長等から成り、  
取得断念を最終的に決定した」の  
会議録の開示はされませんでした。

12月25日、市役所の行政資料セ  
ンターにおいて開示書類を受け取

る際、総務企画本部の担当者と  
話し合いの時間を持ちました。

## ④ おい図書館

第一候補地とされていた用地  
の取得を断念する事で、図書館建  
設計画自体の後退を懸念してい  
る。現有地の活用というが、次  
の候補地とされる戸定館下の大  
和銀行寮跡地(四八四・九㎡、現在  
駐車場)は、土地開発公社の物な  
ので、改めて、松戸市が買い取  
る事になるのではないか。

## ④ 総務企画本部

図書館建設計画の後退はない。  
あくまで市の現有地活用で対  
処したい。戸定下の土地は松戸  
市所有地と考えてもらってよい。

今回、開示された公文書を次に  
掲載します。

### ① 開示決定通知書

② 大蔵省関東財務局より市への土地  
買受要望についての問い合わせ

③ ②について市長への問い合わせ

④ 国有地の買受要望について

突然、取得断念が決定されたの  
は、この要望書提出の一年後の事  
どのような議論の末の決定だった  
のかを知る事ができないのは、市民  
納税者として納得できません。市  
民に大きな期待を抱かせて来たの  
で、9月市議会後、納得できる説  
明がほしいと教度市長面談を申し  
入れましたが、多忙との理由で、  
かないませんでした。



情報公開の対象外となる、故

宮間前市長の大蔵省への陳情書が  
開示されたので、掲載します(⑤)

この陳情書の趣旨を市当局と共  
に、今後に生かしていきたいと思つ

## 関税中央分析所移転後の跡地の払い下げについて

平素、松戸市政に対し格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
先般12月8日に開催されました国有財産関東地方審議会において、松戸市相模台にあります関税中央分析所が、柏市所在の米軍柏通信所跡地に移転することが答申されたと聞き及んでおります。

本市は都心から20kmと至近距離にあるため、全国でも屈指の人口急増都市であり、これらに伴い派生した基盤整備を主とする種々の諸問題を克服し、「文化的で緑豊かな住みよい活気のある都市」を実現するため、西暦2000年を目指した「松戸市長期構想」を策定し、5か年計画により順次整備を推進してまいりました。

今日において人口の増加は落ち着きが見られるものの、現代社会における国際化、文化化、高齢化等の様々な変化の中で、市民のニーズは従来にも増して増大しております。

特に価値観の多様化、自由時間の増大、所得水準の向上を背景に人々の関心は物質的なものから精神的なものへと推移しつつあり、文化、芸術、生涯学習への関心の高まりも顕著となっております。

平成4年度に松戸市第5次総合5か年計画（平成6～10年度）の策定に際し、市民意識調査を実施いたしましたところ、公共施設の中で図書館の使用頻度が最も高く、公共施設利用者の実に4割が利用している状況となっております。

一方、本市の図書館については利用者に対し床面積が少なく、さらに蔵書は相当数に上るものの、収納するスペースが少ないため学校施設等に保管せざるをえず、市民の要請には充分に応えられないことから、施設の充実が切望されております。

また市民の文化・芸術活動の高まりにつれて、広く日常的に市民の作品を展示し、活動の拠点ともなる美術ホールの設置も、強く求められております。

つきましては、関税中央分析所移転後の跡地を中央図書館及び美術ホール等の文化施設用地として活用させていただきたく、本市へ払い下げ下さいますようお願いする次第であります。

なお当該地は中央公園に隣接し、周辺には小・中学校、大学などの文教施設があり、市の中心市街地に存しながら静かな落ち着いた場所でもあることから、文化施設を設置するには申し分のない環境となっているばかりでなく、鉄道をはじめバスなどの交通手段が集中する松戸駅に近く、市民にとっても利便性の高い場所となっております。

以上のような実情を御賢察下され、文化の香り高い心豊かな市民生活を実現する為、標記事項について特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

平成6年1月11日

大蔵省関東財務局長

宗田 勝博 様

松戸市長 宮間 満寿雄

4

松企企第5号  
平成11年4月28日

大蔵省関東財務局  
千葉財務事務所長 小林 稔 様

松戸市長 川井 敏 久

国有地の買受要望について

平成11年4月7日付け、関財千管1第6号にて情報提供のありました  
次の土地について買受要望を致します。

NO	所在地	面積	用途地域	建ぺい率/ 容積率
7	岩瀬字相模台 487番 4外 2筆	7,967.81㎡	二種住居	60/200

3

決裁区分	市長専決	起案用紙	文書取扱 目次 第 号
------	------	------	----------------

件名 国有地の買受要望について（関税中央分析所敷地）

このことについて 買受要望 してよろしいか / ひま

市長	助役	専務	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

合 議 簿	起 案 平成11年 4月 26日
財政部長	決 裁 年 月 日
審議監	施行予定 年 月 日
財政課長	編 行 年 月 日
	完 結 年 月 日

起 案 課 長	周 課 内 合 議	公印使用 11年 4月 28日
企 画 部		承認印
正 策 企 画 室		文書分類 C C 0 0 2

起案者名 堀 切 泰 雄	文書管理者	保存年数 永・10 〇・3・1
内 線 2326)		廃棄予定 平成17年 4月 1日
取受 年 月 日 第 号		
発送 年 月 日 松 第 号		

標記については大蔵省関東財務局千葉財務事務所長から国有地の情報提供として、大蔵省  
関税中央分析所敷地（松戸市岩瀬字相模台487番4外2筆）について未利用地として公用  
・公共用として活用が見込まれる土地としての情報提供がありました。

当該用地につきましては、平成6年1月1日付けの「陳情書」として払い下げの陳情を  
したところですが、引き続き当地においては総合計画の第1次実施計画中で中央図書  
館機能を持った「生涯学習会館用地」として計画をしている土地であり、別紙（案）により  
買受要望してよいでしょうか。

松戸市

公文書開示請求による  
公文書の 松戸市

松戸市長殿

大蔵省関東財務局千葉財務事務所長 小林



国有地の情報提供について

日頃、国有財産行政につきまして種々御協力頂いていることに対し、謝意を表します。

さて、当財務事務所におきましては、公用・公共用及び公共事業の代替用地等としての活用が見込まれる国有地の情報提供を行っていますが、今回、新たに発生等した未利用地について、下記により、情報提供を行うこととしましたので、御利用下さい。

記

1. 情報提供窓口  
情報提供の内容について御質問があれば、当財務事務所情報提供窓口（管財第1課）に申し出て下さい。
2. 対象とする公共事業の範囲（公共事業の代替用地として利用する場合）  
情報提供の対象とする公共事業は、土地収用法（昭和26年法律219号）第3条各号の一に掲げられている施設の整備に関する事業です。
3. 買受要望の取扱いについて  
情報提供窓口から入手した情報に基づき買受を要望する場合は、4月30日までに買受要望提出先に買受要望書を提出して下さい。  
なお、買受要望書の提出があった場合であっても、他の公用、公共用又は公益事業の用を優先することもあり、また、当方が要望内容についても直ちに具体化が図れないものと判断したときには御要望に応じられないことがありますので、御了承下さい。
4. その他
  - (1) 貴団体の設立にかかる地方道路公社、地方住宅供給公社及び土地開発公社につきましても、買受要望がありましたら、上記に準じて扱うこととしておりますので、周知方お願い致します。
  - (2) 他省庁所管の特別会計所属普通財産及び日本国有鉄道清算事業団用地についてもその対象としておりますので、情報提供窓口へ申し出て下さい。

公文書開示請求による  
公文書の⑤ 松戸市

公文書一部開示決定通知書

松総令第91号  
平成12年12月15日

青木和子様

(実施機関名)

松戸市長 川井 敏



平成12年12月/日付で受理した公文書の開示請求について、松戸市公文書公開条例第6条第1項及び第10条の規定により、次のとおり公文書の一部開示をすることに決定したので通知します。

公文書の件名	国有地の買受要望書(大蔵省関東財務局千葉財務事務所からの国有地の情報提供を含む) 経営会議会議録(平成12年2月26日)	
公文書の開示の日時及び場所	日 時	平成12年12月25日 / 午前 時00分から午後
	場 所	行政資料センター
公文書の一部開示をする理由	松戸市公文書公開条例第9条第 号に該当(理由)開示することにより当該事務事業は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの(経営会議会議録)	
担 当 課	局 総務企画本部企画管理室 課 電話番号 366-7311 内線	
備 考		

教示 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

- 注
- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
  - 2 指定された公文書の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課へ連絡してください。